**虐待が疑われる動物の緊急一時保護について（要望）**

これまで、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）の幾度にわたる改正において、動物取扱業に関する規定が追加・変更され、とりわけ、動物虐待に関しては、令和元年６月に、１年以下の懲役が追加されるなど、罰則が強化されたにも関わらず、全国的に動物取扱業者による動物虐待事案が後を絶たない。

動物虐待に関しては、法律が改正されるたびに罰則が強化されており、国民の厳しい処罰や動物福祉への期待が高まっている。

こうした中、大阪府において令和５年２月に寝屋川市内のブリーダーが動物虐待の疑いで逮捕され、従業員が犬の健康と安全を図りつつ飼養継続することは困難となり、適切な世話がされない「ネグレクト」となるおそれがあった。店舗内に残された約200頭の犬の所有権放棄を促し、適切に飼養していただくボランティア等に譲渡することにより、犬の健康と安全を緊急に確保する必要に迫られた。

現在の動愛法では、適切に飼養管理していない所有者に対して、動物が虐待を受けるおそれがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、動物取扱業者に所有権があるなかで、動物の健康と安全を最優先に確保するために必要となる緊急的な一時保護の規定がない。

今後、同様の事案に十分備えられるよう、以下について強く要望する。

動物取扱業者の動物虐待疑いの逮捕により、適切な飼養が困難となり動物の健康と安全が脅かされる場合において、緊急的に一時保護できるよう、必要な法・制度整備を行うとともに、所要の財政支援を行うこと。

令和５年６月2１日

環 境 大 臣

　 西 村　 明 宏　様

大阪府知事　　吉　村 　洋　文